

サウジアラビアの投資環境整備ほか

2012年8月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクステンジ・ニュースレター2012年8月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：Info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



HERBERT
SMITH
FREEHILLS

本号の中東エクステンジでは、サウジアラビアにおける投資のストラクチャリングに際して検討すべき事項を取り上げ、バーレーンにおける労働法の改正について報告する。

1. サウジアラビアにおける投資のストラクチャリング
2. バーレーンが新労働法を導入

1. サウジアラビアにおける投資のストラクチャリング

サウジアラビアが、今でも外国投資家にとって興味深い投資先であることに変わりはない。ただし、同国への対内投資は、以下をはじめとする難題を伴う。

- 租税債務
- 紛争解決および執行・国家介入からの保護—エネルギーやインフラ企業など、一定の業種において政府機関と取引をするときに特に懸念となる

もともと、近時のサウジ法および実務の発展により、サウジアラビアへの投資が外国投資家にとって法的により魅力のあるものとなりつつある。

租税債務

サウジで設立された湾岸協力会議（「GCC」）加盟国の国民でない者によって所有される企業を含め、非サウジ企業にはすべて所得税が課される。キャピタルゲイン税を含む現行の所得税率は、20%である。

そして、対内投資を行う場合にサウジにおける租税債務を抑える方法の一つとして、租税条約の活用が挙げられる。

源泉徴収税、所得税、およびキャピタルゲイン税の税額を軽減させるために多用されるストラクチャーの一つとして、投資家と投資事業体の間に投資先の国と投資家の本国の双方と租税条約を締結している法域において設立された中間持株会社を介在させるものがある。これは、投資先となる国と投資家の所在する法域との間で直接租税条約が締結されていない状況では、特に有用である。

サウジアラビアは、中国、フランス、インド、日本、韓国、マレーシア、スペイン、英国など多数の国々と租税条約を締結している。最近締結された租税条約の一つが、サウジアラビアとオランダとの間の租税条約で、これは2011年1月1日付で発効した。オランダ=サウジアラビア条約は、他の租税条約にはない特権が盛り込まれているため、外国投資家にとって興味深いものとなっている。オランダの居住者たる事業体は、サウジアラビアの事業体の株式の10%以上を受益者として保有しており、当該株式が2008年10月13日（条約が調印された日）以降に取得されたものである限り、サウジアラビアにおいてキャピタルゲイン税の対象とならない。また、オランダの会社による保有割合が10%未満の場合であっても、本来なら再編時に発生するキャピタルゲイン税を、投資が売却されるまで繰り延べることができる。

投資からの撤退が容易であることも、外国投資家にとっての主な検討事項の一つであり、従って、これらの特権には、オランダの株主がキャピタルゲイン税を支払うことなく投資を売却できるという利点がある。オランダは、長い間中間持株会社の設立にあたって好まれる法域となっている。この理由は、オランダが全GCC諸国およびアジアの多くの法域（中国、香港、韓国、インド、日本、マレーシア、ベトナム）を含む、多数の国々と租税条約を締結しているからである。オランダはEUの加盟国であることの恩恵も享受しており、これにより他のEU加盟国との関係で税制優遇措置を受けることができる。加えて、オランダでは源泉徴収税が賦課されず、高度な税務裁定制度も整備されている。

紛争解決および執行

当事務所の中東エクステンジ2012年7月号においても紹介したように、サウジの新仲裁法により、同国は国内にも有望な紛争解決手段があることを外国投資家にアピールするのに向けて、一歩前進したことになる。外国投資家が現地の紛争解決手段を選択するメリットとして、請求が認められた場合にその執行がより容易になることが挙げられる。これまでのサウジの苦情処理庁（*court of grievances*）による、ニューヨーク条約に基づく外国の仲裁判断の執行状況を見ると、外国投資家からして決して期待をかけられるものとはなっていない。

他の選択肢として、リヤド協定やGCC諸国間の協力条約等の地域的な執行条約の締結国における紛争解決手段を選択することなどが考えられる。ドバイ国際金融センター（「**DIFC**」）裁判所による裁判管轄やDIFC-LCIA仲裁（ロンドン国際仲裁裁判所との共同事業）は、外国投資家に魅力のあるように設計された解決策として一つの可能性とはなるが、DIFCの裁判所や仲裁廷による決定をサウジの裁判所が果たしてどこまで執行するのかについては、疑問がある。

投資保護

外国投資を行う際の投資保護に対する二つの主な懸念は、以下のとおりである。

- 差別、所有および収用—政府が外国投資家に対して自国民とは異なる扱いをするかもしれない。さらに、政府が既に確立されている所有ストラクチャーを認めない可能性もある。
- 撤退の容易性と資金の本国への送還—政府が資本、経常利益もしくは売却代金、または投資の清算を外国に送金することに制限を課す可能性がある。

投資先となる国と二国間投資条約を締結している法域における持株会社の利用は、これらのリスクを軽減する一助となるかもしれない。サウジアラビアは複数の二国間投資条約を締結しており、同国が租税条約と二国間投資条約の両方を締結している国には、中国、インド、マレーシア、韓国のほか、欧州連合においてはフランスおよびスペインが含まれる。

2. バーレーン王国が新労働法を導入

バーレーン王国は、7月末にバーレーン国王によって公布された、民間セクターを対象とする新労働法（2012年法第36号）を導入した。報告によれば、新労働法には以下の措置が盛り込まれている。

- 年次有給休暇日数を21日（勤続5年経過後は28日）から30日に引き上げ。
- 傷病休暇日数を年間45日（15日間は給与全額支給、15日間は給与半額支給、15日間は無給）から55日間（15日間は給与全額支給、20日間は給与半額支給、20日間は無給）に引き上げ。
- 有給の産前産後休暇を45日間から60日間へ引き上げ、加えて 15日間の無給の休暇を取得する権利を付与。
- 不当解雇の場合の被雇用者への補償。
- 新労働法を遵守しなかった雇用主に対する新たな罰則、特に適切な衛生・安全規程の導入の懈怠など一定の場合に禁固。

施行規則も6カ月以内に施行されることが報告されている。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）